

茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）第22条の2第2項に規定する指定収集袋及び当該収集袋を販売するに当って用いる包装で、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第2項に規定される特定容器（以下「指定収集袋等」という）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の基準)

第2条 指定収集袋等に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (5) 労働者の募集に係るもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 法律に定めのない医業類似行為等に係るもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号、第4号及び第5号、第5項、第11項並びに第13項に規定する営業に係るもの又はこれらに類するもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (10) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に係るもの
- (11) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこに係るもの
- (12) その他市長が適当でないと認めるもの

(広告主の基準)

第3条 指定収集袋等に広告を掲載することができる者（以下「広告主」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市区町村民税を滞納している者
- (2) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (3) その他広告主として適当でないと市長が認める者

(広告の規格及び位置)

第4条 掲載する広告の1枠の規格は、別表に定めるとおりとする。

2 広告を掲載する位置は、市長が指定する。

(広告の掲載料)

第5条 指定収集袋等への広告の掲載に係る料金（以下「掲載料」という。）は、別表に定める額とする。

(広告主の募集及び申込み)

第6条 市長は、広告主を公募するものとし、指定収集袋等に広告を掲載しようとする者は、茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載申込書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

2 茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載申込書には、法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては

ては当該年度（4月1日から7月31日までに申し込む場合にあつては、前年度）の市区町村民税の納税証明書の写し又は領収証書の写し及び掲載しようとする広告の原稿案を添えなければならない。

（広告主の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、次の各号のいずれにも該当する者を広告主として決定する。この場合において、次の各号のいずれにも該当する申込者が複数いる場合には、抽選により広告主を決定するものとする。

(1) 第2条各号のいずれにも該当しない広告を掲載しようとする者

(2) 第3条各号のいずれにも該当しない者

2 市長は、広告主として決定した者に対しては決定した旨を、広告主として決定しなかつた者に対してはその旨及びその理由を茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（掲載料の納付）

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに、掲載料を納付しなければならない。

（広告の原稿の提出）

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告の原稿を提出しなければならない。

（広告主の責任）

第10条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとし、損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による決定（以下「広告主決定」という。）を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 広告主が第3条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 広告主が第8条の規定に違反したとき。

(4) 広告主が第9条の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、その旨及びその理由を茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載取消決定書（第3号様式）により広告主に通知するものとする。

（掲載料の還付）

第12条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、前条第1項第5号の規定に基づき、広告主の責めに帰することができない理由により広告主決定を取り消した場合には、既納の掲載料を還付する。

2 前項ただし書の規定による既納の掲載料の還付を受けようとする者は、茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載料還付請求書（第4号様式）により市長に請求しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、指定収集袋等への広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

種別	規格	掲載料
5リットルの指定収集袋	7 cm×14 cm	44,000円
5リットルの指定収集袋の特定容器	13 cm×11 cm	52,800円
10リットルの指定収集袋	9 cm×20 cm	99,000円
10リットルの指定収集袋の特定容器	10 cm×15 cm	99,000円
20リットルの指定収集袋	15 cm×23 cm	148,500円
20リットルの指定収集袋の特定容器	13 cm×16 cm	148,500円
40リットルの指定収集袋	19 cm×15 cm	99,000円
40リットルの指定収集袋の特定容器	18 cm×20 cm	99,000円

茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

申込者 住所 _____
(法人にあっては所在地)

氏名 _____
(法人その他の団体の場合はその名称、代表者の職及び氏名)

電話番号 () _____

茅ヶ崎市指定収集袋等への広告の掲載について、茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載取扱要綱を遵守し次のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 年 度	年度分
広告を掲載する指定収集袋等の種別	
掲 載 料	円 (税込)
広 告 掲 載 内 容	別紙「広告原稿案」のとおり
法人その他の団体の概要 (別紙も可)	
連 絡 先	担当者氏名 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス

備考 申請に当たっては、法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度(4月1日から7月31日までに申し込む場合にあっては、前年度)の市区町村民税の納税証明書の写しまたは領収証書の写しを添付してください。

第2号様式(第7条関係)

茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載決定通知書

第 年 月 日 号

様

茅ヶ崎市長

年 月 日付で申し込みのありました茅ヶ崎市指定収集袋等への広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
広 告 掲 載 年 度	年度分
広告を掲載する指定収集袋等の種別	
掲 載 料	円 (税込)
掲 載 し な い 理 由	
そ の 他	

第3号様式(第11条関係)

茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載取消決定書

年 月 日

様

茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市指定収集袋等への広告の掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。

広 告 掲 載 年 度	年度分
広告を掲載する指定収集袋等の種別	
取 消 し の 理 由	

茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載料還付請求書

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

申込者 住所 _____
(法人にあつては所在地)

氏名 _____
(法人その他の団体の場合はその名称、代表者の職及び氏名)

電話番号 () _____

茅ヶ崎市指定収集袋等広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

広 告 掲 載 年 度	年度分
広告を掲載する指定収集袋等の種別	
請 求 金 額	円
振 込 金 融 機 関	金融機関名 銀行・農業協同組合・金庫 本店・支店・支所 預金種目 普通・当座 口座番号 口座名義人 (カタカナ) ※口座名義人は、請求者本人としてください。